

(4) 個人健康情報管理（PHR）の利活用に関する研究について

医療福祉経営学科 櫃石秀信

マイナンバーカードの交付開始から5年以上経過しているがまだまだ普及しているとはいえない状況である。また、個人の健康情報や診療情報については様々な場所で管理・保存されており、当事者である本人がその情報を自由に見たり、活用することができない。そこでブロックチェーンを利用した分散台帳で健康情報等を記録・管理し、これを個人主体で管理していくことができればデータの改ざんや、変更が安易にできなくなり、質の高い医療情報となる。また、診療情報がいつでも見ることができるようになれば、紹介状等の持参や医療機関からのFAX送信が不要になり、受診時に病院や診療所において無駄な検査や重複投薬も解消され、医療費の削減にもつながる。さらに、治験や健康モニター等の募集に際し、個人の診療情報等を直接、その情報を必要としている医薬品メーカーや保険会社等に個人の責任で提供することができる。その際、情報提供料として仮想通貨やポイント等を付与することにより、質の高いデータの収集が可能となる。